

受水槽以下の設備を使用する集合住宅の
各戸計量及び徴収に関する取扱要綱

受水槽以下の設備を使用する集合住宅の 各戸計量及び徴収に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、塩竈市水道事業給水条例施行規程（平成10年塩竈市水道部告示第1号。以下「施行規程」という。）第18条の規定に基づき、集合住宅において受水槽以下の設備を使用する設備（以下「導管設備」という。）により給水を受ける者（以下「使用者」という。）に係る水道のメーターの計量並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(摘要の要件)

第2条 この要綱を適用する集合住宅は、次の各号に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 使用目的が主として生活を営むものであること。
- (2) 各戸にそれぞれ独立した給水装置が設置されていること。
- (3) 受水槽以下の配管設備の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に定める基準に適合していること。
- (4) 水道メーターの設置場所などが、給水装置工事設計施行基準（平成13年4月1日施行）に適合していること。
- (5) 各戸に設置する水道メーターは、平型メーター（乾式直読接線流羽根車式メーター）が設置されていること。

(申請)

第3条 集合住宅の所有者（以下「所有者」という。）は、導管設備を有する集合住宅の各戸計量及び徴収の取り扱いを受けようとする時は、別に定める申請書（様式1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、第3条による申請がなされたときは、その要件について審査し、必要な指示を行なうことができる。

(契約)

第5条 市長は、前条の規定により認定したときは、契約書（様式2）により所有者と各戸計量・徴収に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約期間)

第6条 契約期間は、1年とする。ただし、期間満了の日までに所有者、市長いずれから何らの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から、更に1年間契約を更新したものと見なす。その後においても、また同様とする。

(契約の解除)

第7条 市長は、契約の相手方が契約の条項に違反し、勧告してもなおそれが是正されないときは契約を解除することができる。

2. 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生じることがあっても市長はその責を負わない。

(導管設備の維持管理)

第8条 導管設備の修繕、その他の維持管理及び水質保全は、所有者の責任において行わなければ

ばならない。

2. 所有者は、導管設備の維持管理に万全を期するため、塩竈市指定給水装置工事事業者のうちから修繕担当業者（1社以上）を選定し、選定届（様式 5）により市長に届出なければならない。
3. 市長は、必要があると認めたときは、導管設備について隨時検査し、所有者に適當な措置を講じさせることができる。

（メーターの設置）

- 第9条 市長は、配水管と受水槽の間に水道メーター（以下「親メーター」という）を設置し、第2条に定める各戸に設置する水道メーターは所有者が設置し費用はすべて所有者の負担とする。
2. 所有者は、前項の水道メーター設置完了後、寄付採納願（様式 6）により当該メーターを市長に寄付するものとし、その後の水道メーターの維持管理は市長が行うものとする。

（代理人の選定）

- 第10条 所有者は、本市給水区域内に居住しないとき、又は、居住しなくなるときは、この要綱に定める事項を処理させるため、本市給水区域内に居住する者のうちから代理人1人を選定し、代理人選定届（様式 3）により市長に届け出なければならない。本市給水区域内に居住する所有者が、代理人を必要とする場合についても同様とする。

（管理人の選定）

- 第11条 所有者は、次の各号の事務を行わせるため管理人を選定し、市長に管理人選定届（様式 4）を提出しなければならない。
- (1) 共同使用に係る給水栓等の水道料金等の納入に関する事。
 - (2) 使用者から使用・中止の申込を受けたときは、速やかに市長に届ける事。

（使用者の届け出）

- 第12条 所有者は各戸毎の使用者名簿を作成し、集合住宅使用者名簿を各戸計量徴収の申請とともに、市長に届け出るものとする。

（計量及び料金徴収方法）

- 第13条 市長は、給水装置に設置する水道メーター（「親メーター」という。）及び導管設備に設置する各戸メーターの計量を行い、各戸使用者の水道料金等は、各戸メーターの指示水量により算定するものとする。
2. 市長は、前項の規定にかかわらず、親メーターにより計量した水量が、各戸メーターにより計量した水量の合計水量より著しく多い場合は、その水量の差にかかる水道料金等を所有者から徴収するものとする。
 3. 水道料金等の徴収方法は、口座振替扱いとする。

（未納に対する措置）

- 第14条 市長は、水道料金等が納入期限までに納入されない場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 使用者に水道料金等の支払いについて督促をする。
 - (2) 前号の督促にもかかわらず納入されないときは、使用者に給水を停止する旨の通知をする。
 - (3) 前号の通知後なお期限まで納入がないときは、当該使用者に対して給水を停止することができる。

（届出の義務）

第15条 所有者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 代理人又は管理人に変更があったとき。
- (2) 導管設備の修繕担当業者に変更があったとき。
- (3) 導管設備の改造、撤去等の工事をするとき。
- (4) その他契約内容に変更があったとき。

(入館時の取扱い)

第16条 所有者は、当該集合住宅の入館方法について、あらかじめ市長に知らせておくものとする。なお、入館方法に変更が生じた場合は、その都度市長に連絡しなければならない。

(補 則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

- 2. この要綱に定めのないものについては、給水条例及び施行規程を準用するものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

2. この要綱の実施前の取扱いについては、なお従前の例による。

ただし、第3条の規定を除いては昭和58年3月31日までにこの要綱に基づき必要な手続きをしなければならない。

3. この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

4. この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

5. この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

6. この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

受水槽以下の設備を使用する集合
住宅における各戸計量・徴収申請書

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

1 装置場所

2 水栓番号

3 集合住宅名

受水槽以下の設備を使用する集合住宅における各戸計量及び徴収の取扱いを適用して
下さるよう次の書類を添えて申請します。

尚、これが実施をうけるにあたっては、契約条項を遵守します。

添付書類

1. 受水槽以下設備の竣工図
2. 集合住宅使用者名簿
3. その他市長が必要とするもの

受水槽以下の設備を使用する集合住宅 における各戸計量・徴収に関する契約書

塩竈市 町 丁目 番 号 (水栓番号) の集合住宅にかかる水道メーターの計量及び徴収に関し、塩竈市長(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

(水質保全及び導管設備の維持管理)

第1条 導管設備(水道メーターを除く。)の修繕その他の維持管理及び水質の保全については、すべて乙の責任とする。

2 乙は、前項の修繕担当業者(1社以上)を選定し、甲に届け出なければならない。

(水道メーターの寄付等)

第2条 乙は、各戸に設置した水道メーターを設置完了後、甲に寄付するものとし、その後の維持管理は甲が行う。

(計量及び料金納入方法)

第3条 甲は、各戸メーター計量し、使用者ごとに水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)を請求するものとする。ただし、各戸メーターの故障等により算定しがたいときは、塩竈市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)第19条の規定により認定するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、給水装置に設置する水道メーター(以下「親メーター」という。)の計量水量が、各戸メーターの計量水量の合計水量より著しく多い場合は、その水量差にかかる料金は、乙の負担とする。(水量差の料金は、供用栓の料金に加算されて請求する。)

3 各使用者の水道料金等の納入方法は、口座振替扱いとする。

4 各使用者の「使用水量のお知らせ」は、各棟一階の郵便受箱に投函する。

(管理人の選定届)

第4条 乙は、次の各号の事務を行わせるため、管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

(1) 共同使用にかかる給水栓等の水道料金等の納入に関する事務。

(2) 使用者から使用中止の申込みを受けたときは、速やかに市長に届け出ること。

(未納に対する措置)

第5条 甲は、水道料金等が納入期限まで納入されない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 使用者に水道料金等の支払いについて督促をする。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず納入されないときは、給水の停止を予告する。

(3) 給水の停止を予告したにもかかわらず、なお期限まで納入されないときは、その理由が継続する間、当該使用者の給水を停止することができる。

(届出の義務)

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(1) 代理人又は管理人に変更があったとき。

(2) 導管設備等の修繕担当業者に変更があったとき。

(3) 導管設備の改造、撤去等の工事をするとき。

(4) その他契約内容に変更があったとき。

(苦情処理)

第7条 使用者からの使用水量、水道料金等及び導管設備についての苦情を受けたときは、すべて乙が処理をしなければならない。

(周知及び協力)

第8条 乙及び管理人は、各使用者に対して常にこの契約の内容を周知させ、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(契約期間)

第9条 この契約の有効期間は1年とする。ただし、期間満了の日までに甲・乙いづれからも何らの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から、更に1年間この契約を更新したものとみなす。その後においても、また同様とする。

(入館時の取扱い)

第10条 乙は、当該集合住宅の入館方法について、あらかじめ甲に知らせておくものとする。なお、入館方法に変更が生じた場合はその都度甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約の各項に違反し、その旨を勧告しても、なお是正しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わない。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項については、給水条例及び施行規程その他の定めに準じて、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、次の書類を添えて契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

添付書類

1. 集合住宅代理人届
2. 集合住宅管理人届
3. 導管設備修繕担当業者選定届
4. 水道メーター等寄付採納願

年 月 日

住 所 塩竈市旭町17番10号
甲 氏 名 塩竈市長 印

住 所
乙 氏 名 印

集合住宅代理人届

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

次のとおり代理人を選定（変更）したので連署のうえ届けます。

1 装置場所

2 水栓番号

3 集合住宅名

4 代理人

新代理人 住 所

氏 名 印

電 話

旧代理人 住 所

氏 名 印

電 話

集合住宅管理人届

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

次のとおり管理人を選定（変更）したので連署のうえ届けます。

1 装置場所

2 水栓番号

3 集合住宅名

4 管理人

新管理人 住 所

氏 名 印

電 話

旧管理人 住 所

氏 名 印

電 話

導管設備修繕担当業者選定届

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

集合住宅にかかる導管設備修繕担当業者として、次の塩竈市指定給水装置工事事業者を選定したので、連署のうえ届けます。

所在地	
1 工事業者名	印
代表者名	印 TEL
所在地	
2 工事業者名	印
代表者名	印 TEL

水道メーター等寄付採納願

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

1. 装置場所

2. 水栓番号

3. 集合住宅名

年 月 日付で締結した導管設備を有する集合住宅における各戸計量、
徴収に関する契約第2条の規定に基づき、次の水道メーターを寄付しますので受納願い
ます。

記

1. 水道メーター 一式 (取得価格 円)

(内 訳)

口径 (mm)	数量 (個)

(内 訳)

種 別	型 式	有効期限	隔測方式	隔測単位	停電補償方式	備 考
水道メータ一		伝送線	集中検針盤	その他		
口径	数量	金額	数量	金額	数量	金額
mm	個	円	m	円	個	円

1 水道メータ一 一式 (取得価格 円)

(内 訳)

口 径	数 量
mm	個